

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「お客様、関わる全てのひと喜びと感動を分かち合う」という理念のもと、「あらゆる人の幸せに関わる日本一のおもてなし集団」というグループミッションを掲げ、飲食事業、ブライダル事業のみならず、おもてなしに関わる様々な事業で、日本人の文化である「おもてなし」を広め、日本を代表する「おもてなし」のリーディングカンパニーを目指しております。

当社は、企業価値の継続的な向上には、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが必要不可欠であると考え、コーポレート・ガバナンスの強化および充実に努めております。株主をはじめとするステークホルダーと良好な関係を築き、事業活動を行うことで、長期的な成長を遂げることができると考えております。

透明かつ公平な経営を最優先に考え、株主総会の充実をはじめ、取締役会の活性化、監査等委員会の監査機能の強化および積極的な情報開示に努め、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

当社は、機関投資家や海外投資家の比率が相対的に低いと、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳は実施していません。今後は、株主・投資家の皆様のご意見・ご要望を参考にしつつ、機関投資家や海外投資家の比率、費用対効果等を勘案し、引き続き議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳の導入について検討してまいります。

【原則1-3】

当社は、資本効率の向上や株主に対する適切な利益還元は、重要な経営課題のひとつであると考えておりますが、具体的な方針を定めるには至っていません。

当面は、収益力の向上・改善が最重要課題であると認識しており、収益力を強化し、企業価値の向上に努めてまいります。

【補充原則3-1-2】

当社の事業は国内のみで展開しており、また、海外投資家の比率が相対的に低いと、英訳での情報開示は行っていませんが、今後は、株主・投資家の皆様のご意見・ご要望を参考にしつつ、海外投資家の比率、費用対効果等を勘案し、必要に応じ検討してまいります。

【補充原則4-1-2】

当社は、経営環境の変化が激しい中で、中期的な業績予測を掲げることが、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの観点から、事業単年度毎の見通しを公表することとしており、数値目標をコミットメントする中期経営計画は策定していません。一方、単年度予想と実績との乖離に関する原因分析は定期的に行っており、決算発表等を通じ株主を含むステークホルダーに対し開示・説明を行っております。

【補充原則4-1-3】

当社の最高経営責任者である現代表取締役社長は、1997年の創業以来、職務を推進しておりますが、代表取締役社長を含め現在の経営陣幹部はまだ若く、後継者への引継等を直近では予定していないため、現時点で最高経営責任者等の後継者に関する具体的な計画は策定していません。しかしながら当社は、企業が将来に亘って継続的に成長していくためには、最高経営責任者の後継者の育成が重要な課題であると認識しており、今後検討してまいります。

【補充原則4-2-1】

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において決定しております。各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、取締役会より一任された代表取締役が役割、貢献度、業績等を総合的に勘案し、決定しております。その他、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして、ストックオプション制度を設けております。今後、客観性・透明性ある手続に従い、中長期的な業績と連動した株式報酬を適切な割合において支給することについて、検討してまいります。

【補充原則4-3-1】

取締役会は、適切に当社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣の人事に適切に反映しておりますが、経営陣幹部の選任・解任に関する公正かつ透明性の高い手続については、独立社外取締役の適切な関与のあり方とあわせて引き続き検討を行ってまいります。

【補充原則4-3-2】

当社は、創業者である現代表取締役社長が経営の大きな方向性の舵取りと社内統率を行い、独立社外取締役が社長を牽制する体制となっており、代表取締役の選定等は、取締役会で十分な審議のうえ、決定しております。

取締役会は、代表取締役を選任するための手続を確立していませんが、今後は、客観性・適時性・透明性をより高められる手続の確立を目指し検討してまいります。

【補充原則4-3-3】

代表取締役の解任にあたっては、独立社外取締役の客観的な立場からの助言の下、取締役会で慎重に審議し決定することとしておりますが、当社では、代表取締役を解任するための一律の評価基準や解任要件は定めておりません。取締役会は、代表取締役を解任するための手続を確立していませんが、万一、代表取締役が法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、速やかに独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くした上で、解任について決議することとなります。今後は、客観性・適時性・透明性をより高められる手続の確立を目指し検討してまいります。

【補充原則4 - 10 - 1】

当社は、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していませんが、監査等委員会設置会社への移行により、監査等委員会に、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指名・報酬に関する意見陳述権が付与されております。同権利の適切な運用を通じて、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化しており、任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会等の設置については、現時点では必要ないと判断しております。

【原則4 - 11】

当社の取締役会は、独立社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名および監査等委員である独立社外取締役3名を含む9名の取締役で構成されております。取締役会全体としては、高い専門性と当社事業に精通した者や、会社経営や財務・会計、法務、リスクマネジメント等の豊富な実務経験と高い能力、深い知見を備えた者等、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる多様性に富んだメンバーとなっており、実効性のある取締役会として機能しているものと考えております。

なお、現在女性取締役を1名選任しておりますが、国際性の面での多様性の確保については、当社は国内事業を主としていることから、現時点では重要性が相対的に低いと認識しており、これについては、今後の事業展開等の状況を見ながら必要性を判断し、対応を検討してまいります。また、当社の監査等委員である取締役1名は公認会計士であり、財務および会計に関する十分な知見を有しております。

【原則5 - 2】

補充原則4 - 1 - 2に記載のとおり、当社は中期経営計画を策定していませんが、各事業年度の業績見通しを決算短信にて公表しております。資本政策の基本的な方針や数値目標の策定にあたっては、自社の資本コストを把握し、経常利益の増益を目指しておりますが、具体的な数値目標は設定していません。資本効率等の具体的な数値目標の設定やその開示および説明方法等については、当社の事業環境を踏まえ引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4】

当社は現状、政策保有株式会社として上場株式を保有していません。

【原則1 - 7】

当社は、取締役との間の利益相反取引は、取締役会規程の定めにより取締役会の承認事項として明示し、当該取引を行うにあたっては、会社および株主共同の利益を害することのないよう、取締役会において当該取引の合理性・妥当性等について審議し、承認を得るものとしております。その他、毎年決算期末の時点で、すべての役員について、当社と役員又はその近親者等との間の取引の有無を確認し、各役員から「関連当事者取引についての質問書」の提出を受けております。当社は、当社関係者が内部者取引を行うことを未然に防止するため、未公表の重要事実の取り扱いに関する規程を定め、これを厳格に運用します。

【原則2 - 6】

当社では、現在、企業年金を運用していないため、アセットオーナーには該当していません。

【原則3 - 1】

()当社の経営理念・社訓・グループミッションについては当社のホームページに掲載するとともに、経営計画についても、決算説明会において説明しております。決算説明会資料は、当社のホームページにも開示しております。

経営理念・社訓・グループミッション <https://ikkadining.co.jp/company/index.html>

決算説明会資料 <https://ikkadining.co.jp/ir/library/presentations.html>

()当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書および有価証券報告書等において開示しており、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針については、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の「-1. 基本的な考え方」に記載しております。

()当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内において決定しております。各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、取締役会より一任された代表取締役が役割、貢献度、業績等を総合的に勘案し、決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会において決議された報酬総額の範囲内で監査等委員である取締役の協議によって決定しております。その他、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして、ストックオプション制度を設けております。今後、客観性・透明性ある手続に従い、中長期的な業績と連動した株式報酬を適切な割合において支給することについて、検討してまいります。

()取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者および監査等委員である取締役候補者の指名については、それぞれの人格、経験、知識、能力等を総合的に勘案し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の企業理念を十分に理解し、実践できる人材を指名することを方針としております。なお、監査等委員である取締役候補者については監査等委員会の同意を得たうえで決定いたします。また、解任するための手続を確立していませんが、万一、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および監査等委員である取締役が法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、速やかに独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くした上で、解任議案の株主総会への上程について決議することとなります。今後は、客観性・適時性・透明性をより高められる手続の確立を目指し検討してまいります。

()取締役の個々の選任理由については、招集通知において開示しております。取締役の個々の解任理由については、適宜開示いたします。

【補充原則4 - 1 - 1】

取締役会は、法令、定款および取締役会規程において定められた重要事項の決定を行うとともに、業務執行状況に関して監督を行っております。また、取締役会で決定すべき事項とされている事項以外に関する意思決定およびその執行は、業務執行レベルの意思決定機関である事業部会議を定期的および必要に応じ随時開催し、各業務に係わる事項に関して、素早い意思決定を行うこととしております。

【原則4 - 9】

当社は、東京証券取引所が定める独立性判断基準に基づき、独立社外取締役の選定を行っております。また、取締役会は、当社からの独立性があり、自己の知見に基づき、的確な助言、意見具申や企業経営における監督等への貢献が期待できる人物を、社外取締役候補者として選定しております。

【補充原則4 - 11 - 1】

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、定款により10名以内と定めているところ、事業規模等を勘案しながら、機動的かつ適確な意思決定が行えるよう、現在社内取締役5名、社外取締役1名で構成しております。監査等委員である取締役の員数は、定款により5名以内と定めているところ、現在は3名選任しており、全員社外取締役となっております。

各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスを配慮し多様性を確保した人員で構成することを、基本的な考え方としております。取締役の選任に関しては、当社グループの企業価値向上に資する候補者であるかを基準に取締役会において候補者を指名し、株主総会決議をもって選任しております。

【補充原則4 - 11 - 2】

当社は、取締役の兼任数についてその役割・責務を適切に果たすために合理的な範囲にとどめており、その兼任状況は、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社は、2020年6月に取締役会を構成する全取締役を対象に、取締役会の実効性についてアンケート形式での調査を実施いたしました。その調査結果を踏まえ、独立社外取締役からの評価を行なった結果、当社の取締役会の実効性については、おおむね確保されていると判断いたしました。また、当社では、調査の中で挙げられた課題の改善に取り組むとともに、継続的に取締役会評価を実施し、実効性を高めるべく、適宜改善を行ってまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】

当社は、取締役がその役割・責務を適切に果たしていく上で必要な知識・情報を取得、更新することが出来るよう、就任時に加え、就任後も継続的に、外部セミナー等も含め必要な機会を提供、斡旋するとともに、その費用を支援する方針であります。また、社外取締役に当社グループの経営理念、経営方針、事業活動および組織等に関する理解を深めることを目的に、就任時およびその後も継続的に、これらに関する情報提供を行っております。

【原則5 - 1】

当社では、IR担当取締役を選任するとともに、管理部をIR担当部署としております。管理部は、経理部、広報部、総務部等IR活動に関連する部署を統轄し、日常的な部署間の連携を図っております。株主や投資家に対しては、代表取締役社長が出席する決算説明会を半期に1回開催するとともに、個人投資家説明会や役員懇親会(株主総会后)を実施しております。その他、株主から面談の希望があった際は、目的・内容等に応じ、IR担当取締役や代表取締役社長が対応することとしております。これらの活動を通じて得られた意見等は、適宜取締役会にフィードバックを行っております。なお、株主との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社TKコーポレーション	1,600,000	24.35
武長 太郎	1,136,200	17.29
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	482,000	7.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	83,900	1.27
サントリー酒類株式会社	80,000	1.21
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口5)	35,400	0.53
寺口 義弘	35,000	0.53
西山 知義	32,000	0.48
株式会社古館篤臣総合事務所	26,900	0.40
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口6)	26,600	0.40

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

(注)上記のほか当社所有の自己株式が47,800株あります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
赤塚 元気	他の会社の出身者													
五宝 滋夫	他の会社の出身者													
由木 竜太	弁護士													
神野 美穂	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
赤塚 元気				同氏は、飲食業の企業経営、人材育成・サービスに豊富な知識と経験を有しており、経営陣から独立した立場で経営の監督機能を果たしております。当社との間に特別な関係はなく、独立役員としての独立性・客観性を十分確保されていると判断し、独立役員として選任しております。

五宝 滋夫				同氏は、上場会社の社外監査役を務めてきており、コンプライアンス・リスク管理および内部統制についての豊富な知識と経験を有しており、経営陣から独立した立場で監査機能を果たしております。当社との間に特別な関係はなく、独立役員としての独立性・客観性を十分確保されていると判断し、独立役員として選任しております。
由木 竜太				同氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する高い知識を有しており、経営陣から独立した立場で監査機能を果たしております。当社との間に特別な関係はなく、独立役員としての独立性・客観性を十分確保されていると判断し、独立役員として選任しております。
神野 美穂				同氏は、公認会計士の資格を有しており、長年にわたり企業の会計監査に従事され、財務・会計に関する高度な知識と幅広い見識を有しております。当社との間に特別な関係はなく、独立役員としての独立性・客観性を十分確保されていると判断し、独立役員として選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

会社規模や監査等委員会の職務の業務量等から、現在監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人を設けておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、意見交換を行っております。また、内部監査担当および会計監査人と三様監査によって定期的に会合を持ち、監査の過程で発見された問題点について意見の交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値の向上、業績向上に対する貢献意欲の向上を図ることを目的として、ストックオプションとしての新株予約権を発行しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値の向上、業績向上に対する貢献意欲の向上を図ることを目的として、社内取締役、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)、従業員および子会社の従業員を対象として付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超えるものが存在しないため、個別報酬の開示は行っていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役会において報酬等の額の決定に関する方針を議論し決定しており、当該決定方針の概要は以下のとおりであります。

1. 基本方針

当社取締役(監査等委員である取締役を除く。以下5まで同じ。)の報酬は、当社の企業理念の実現を实践する優秀な人材を確保・維持し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように目的を実現するのに相応しいものとする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、その金額は、役位、職責、貢献度、業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとし、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜見直しを図るものとする。

3. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は、ストックオプションとし、長期的な当社の業績向上・株価上昇へのインセンティブ及び既存の優秀な人材のリテンションとして機能するようその内容、付与する数、及び付与する時期等を定めるものとする。

なお、中長期的な業績と連動した株式報酬を適切な割合において支給することについても引き続き検討する。

4. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を勘案し決定することとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長武長太郎にその具体的内容の決定を委任するものとし、その権限の内容は当該決議及び本基本方針を踏まえた評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためであります。

なお、ストックオプションは、本基本方針を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対する専従スタッフの配置は行っていませんが、管理部が取締役会開催の連絡、決議事項の事前説明等必要に応じサポートを行っております。また、内部監査担当者が監査等委員である社外取締役に資料提供や、情報の共有を行う等必要に応じてサポートを行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社法に基づく機関として株主総会および取締役会、監査等委員会を設置するとともに、社内の統治体制の構築ためリスクコンプライアンス委員会を設置するほか、意思決定の迅速化と機動的経営の実現のために、事業部会議を開催しております。

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名(うち1名社外取締役)、監査等委員である取締役3名(全員社外取締役)により構成され、取締役の業務執行を監督するとともに、経営方針の策定、重要な業務の意思決定につき決議しております。原則として月1回開催されるほか、必要に応じて臨時に開催しております。

(2) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されており、当該3名は全員が社外取締役であります。監査等委員全員が株主総会、取締役会に出席し、取締役の業務執行を監督しております。監査等委員会は原則として月1回開催し、取締役会等への出席、取締役からの意見聴取および資料閲覧等を通じて得た事項につき協議しております。

(3) 事業部会議

当社は、業務執行取締役および各事業部の担当執行役員等が参加する事業部会議を、原則として月1回開催しております。事業部会議においては、月次の営業状況の報告、日常業務における各部署の情報交換を行い、業務の進捗状況を確認し、意思決定の迅速化と業績の向上を図っております。

(4) リスクコンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス体制の充実およびリスクマネジメントを実践するため、リスクコンプライアンス委員会を設置しております。リスクコンプライアンス委員会は各事業部の取締役および執行役員を中心に構成されております。リスクコンプライアンス委員会は、定期的を開催しており、諸法令等に対する役職員の意識向上および様々なリスクに対する対応策等について協議し、リスクマネジメントの推進およびコンプライアンスの徹底を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2019年6月24日開催の第22期定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行しました。これにより、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることで、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日の設定に際しては、集中日を避けるよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの定期的な説明会を実施する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの定期的な説明会を実施する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社コーポレートサイト内に独立したIRページを設け、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書等を掲載してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部をIR担当部署とし、IR活動に当たっては、常に誠意をもった対応を心掛け、当社の事業戦略や財務状況等、投資家の皆様が当社を理解して頂くうえで必要または有用と判断される情報については、適時正確に開示するよう努めてまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「企業行動規範」を定め、お客様・当社の役員・従業員・取引先・株主・債権者の皆様等のステークホルダーの立場を尊重するために必要な行動指針を規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時開示への積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置付けております。投資家の皆様やステークホルダーが当社の企業活動の内容を適時・的確に把握するために、迅速かつ正確な情報開示を行い、経営の透明性を確保していく方針であります。また、情報開示に当たり、金融商品取引法、その他の法令および「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」を遵守していきます。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、2016年7月28日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行い、2019年6月24日の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行に対応するため、基本方針の内容の一部改定を決議しております。現在、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っておりますが、その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および従業員に期待する行動指針のひとつとして企業行動規範を定め法令および定款遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

また、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき、各部署における業務執行が法令および定款に適合しているか内部監査を実施し、経営の透明性を高める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

a. 当社は、法令・社内ルール(文書管理規程)に基づき、文書等の保存を行う。また、「情報セキュリティ基本規程」を定め、情報の管理を行うものとする。

b. 当社は、取締役の職務執行にかかる記録文書(電磁的な記録を含む。)およびその他の重要な情報を、法令および社内ルールに従って適切に保存および管理する。

(3) 損失の危険管理に関する体制

損失の危険に関して全社的に関わるリスクの監視および全社的対応は管理部が行い、各部門の所轄業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況の監督等を行う。取締役の職務執行については、「組織規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細を定め、職務執行の効率化を図る。

また、取締役会の下に執行役員を配置し、職務権限規程に基づき、業務の執行・施策の実施について審議のうえ、決定する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備については、定期的の子会社から当社へ業務執行および財務状況等の報告を受けるとともに、子会社の経営上の重要事項については当社取締役会にて決定するなど、当社子会社が経営方針に従って適正かつ適法に運営されていることを確認する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査等委員会の職務を補助すべき従業員はおりませんが、必要に応じて、監査等委員会の業務補助のため監査等委員会スタッフ(総務部門)を置くこととする。

配置される従業員の独立性および当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、当該従業員の人事考課、人事異動等については監査等委員会の同意を得た上で決定する。

(7) 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要事項の報告を受け、また、重要な決裁書類および関係資料を閲覧する。

取締役および従業員は、重大な法令違反および不正行為、または会社に重大な損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査等委員会に報告する。

監査等委員会に報告をした者に対し、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止する。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。また、三様監査として内部監査担当および会計監査人と定期的に会合をもち、監査の過程で発見された問題点について意見交換を行う。

監査等委員が、その職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払い等の請求をした場合は、当該職務の執行に必要でないと認められるときを除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) 反社会的勢力を排除する為の体制

当社は、反社会的勢力との一切の関係を排除し、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく法的対応を含め毅然と対応することを基本方針とし、当社の役員および当社の従業員に対してその徹底を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は「反社会的勢力の対応に係る基本方針」および「反社会的勢力排除対応マニュアル」を制定し、取引先がこれらと関わる企業若しくは団体であると判明した場合には、取引を解消することとしております。

また、新規の取引を開始する場合は、取引先の反社会性を検証し、問題がないことを確認した上で、取引を開始しております。

万が一、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合には、警察、顧問弁護士事務所および警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、一切の関わりを持たない方針を社内にて周知しております。なお、具体的な調査方法は以下の通りです。

(1) 役員については、登用前にメディア記事検索および面談を実施し、反社会的勢力との関係がないことを確認しております。

(2) 従業員については、採用時に面談および誓約書への署名を受領することにより、反社会的勢力との関係がないことを確認しております。

(3) 取引先については、すべての既存取引先および新規取引先についてインターネット検索およびメディア記事検索を実施し、反社会的勢力との

関係がないことを確認しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



